

広 情 個 審 第 4 号
平成 2 8 年 5 月 6 日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 5 月 2 8 日付け広西福第 1 3 6 号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 2 7 号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- 平成26年5月28日付け広西福第136号の諮問事案（諮問第27号事案）
広島市長（以下「実施機関」という。）が平成26年5月7日付け広西福第77号で行った保有個人情報不存決定（以下「本件不存決定」という。）に対する同月16日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

第1 審査会の結論

平成26年4月21日付けの「2002年から2011年まで広島市西区役所保健指導係保健師の僕に関して書かれてある保健師の業務日報（以下「本件開示請求内容」という。）」の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が本件不存決定したことは、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の本件異議申立ての趣旨は、本件不存決定を取り消し、本件開示請求内容のうち第三者情報以外の情報全てを開示するよう求めているものです。

第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。
何らかの申立人に関する情報が残っているはずであり、不存は全くもっておかしい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、次のとおりです。
広島市西区役所厚生部保健福祉課保健指導係（以下「保健指導係」という。）において、保健師は業務日報を作成していないため、本件開示請求内容は存在しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

当審査会において、保健指導係で実施している精神保健福祉相談業務における記録について鋭意調査したところ、同業務においては、従来から、精神保健福祉相談記録を作成しているのみであって、それ以外に業務日報のようなものは作成していないものと認められ、他にこれを覆すに足る事情を見出すことはできませんでした。

したがって、実施機関が本件開示請求内容を本件不存在決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおりに判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 5. 28	広西福第136号の諮問を受理（諮問第27号で受理）
28. 1. 15 （第1回審査会）	第1部会で審議
28. 2. 23 （第2回審査会）	第1部会で審議
28. 3. 29 （第3回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授